

# 「統後撰集」 神祇部私見

——その構成と歌道家の扱いを中心に——

名 子 喜久雄

はじめに

「統後撰集和歌集」（以下「統後撰集」と略称する。他の勅撰集も同じ）は、成立直後の俊成卿女の「越部禪尼消息」の評に災いされてか、昭和四十年代にいたるまで、本格的な研究に乏しかった。（その例外的なもの代表として樋口芳麻呂氏「統後撰目錄序残欠とその意義」<sup>1</sup>がある）本格的に集の内部に、とりわけ賀部を中心として、検討を加えられ、下命者後嵯峨院への讃頌が、賀部のみならず集全体に渡っていることを、その特殊な御世と関係づけて、詳細に論じられたのが、佐藤恒雄氏「統後撰集の当代的性格」<sup>2</sup>である。この論は、間然する所がなく、印象に留まっているかに見えた俊成卿女の三上皇びいきの発言の背景をも解明している。

この研究に触発されてか、賀部を中心とした研究も生れて来ている。<sup>3</sup>佐藤氏は、前記の論に留らず、下命者たる後嵯峨院の時代の宮廷のあり方を総体として文学史の中で説明されようとした「後嵯峨院の時代とその歌壇」<sup>4</sup>を發表された。その後も定

家・為家を中心として多くの論考を示し続けられた。「御子左家三代の悲願」<sup>5</sup>は、その中での近年の大きな成果群の一つである。

これらの論に助けられながら、「統後撰集」神祇部を通覧する機会があった。その折に検討し論じうらと思つた事項がいくつかあったので、この稿を成すこととした。この稿では、第一に神祇部の巻頭歌のこと、第二に神祇部全体の歌群の配列のこと、第三に神祇部の中心となつている歌々が、集に採られることにより、撰者が何をこの集に定着させ、かつ後代に伝えたかつたかの三点を柱として、論を進行させる予定である。

一

まず、神祇部が、実氏の

331 百首歌たてまつりし時、寄社祝 前太政大臣  
あきつはのすがたのくににあとたれし神のまもりやわがき  
みのため

を巻頭歌として、留意すべきであらう。<sup>6)</sup> その内容は、大よそ以下の如くである。

「日本書紀」神武天皇紀の

ここ三十一、夏四月の乙酉の朔に皇輿巡幸す。因りて腋上の曠間丘に登りまして、国状を廻望みて曰く、「…猶し蜻蛉の臂帖せるが如もあるかも」とのたまふ。是に由りて始めて秋津洲の号有り。…

に依拠して、蒼久の昔からこの秋津島に神として垂迹された仏は、ずっとずっと皇統をお守り下さったが、今の我君についても同じくお守り下さるであらうとの主旨が詠じられている。「宝治百首」を出典とする。

巻頭を占めることでこの歌を重要と考えた為家の思念を推測することは容易と思われるが、その重みを示す他の証があると考える。

『統後撰集』目録序<sup>7)</sup>には、

春のはなにほひをそへて夏にうつり秋の月ひかりをまして冬にわたる。吾くに、あとをたる、神のちかひをあふぶぎ、三世に人をあはれぶ仏の、りをたのみ、又しらぬ人をこひ、おふも心をしのび、ゆふべをちぎり、あかつきを、しみ、かはるをしたひ、わする、をうらみ、あるは所にしたがひて名をあらはし、あるは時につけて心ぎしをよせ、ふ

るきをこひ、おもひをのべ、かりごろもたつわかれを、しみ、たびまくらむすぶ夢をたのむのみにあらず、ちひろのはまのまさごにちとせのかずをかぞへて君をいはひ、さほだがはのせゞのしらいとによろづよへてもすむべき御世をいのるにいたるまで、二十巻として統後撰和歌集となつてく。

とある。(論述の都合上、傍線を付した。以下も同じ) 佐藤恒雄氏は、賀巻を論ぜられるにあたって「わずが一巻の紹介としては他に例を見ないだけのスペース」として量の面、さらには「あたかも『統後撰集』二十巻はすべてこの巻に収斂するものの如くである」と、文章の展開から賀巻の重要性を示唆された。首肯すべき見解である。

ただし、ここでは、傍線部に注目したい。四季部を極めて「春のはな・秋の月のひかり」を中心とし図式的なとらえ方をした後、傍線部においては、「人々が今も本地垂迹した神の約束を迎ぎ信じている」とする。量的には短い、神祇部の巻頭歌を意識した記述なのである。撰者為家は、神祇部を代表すべき作としてこの詠をとらえていたのであろう。

たしかに、当代の治天の君・後嵯峨院への神の守護を臣下の第一人者が詠んだ作は巻頭としてふさわしく、自然のように見える。しかし、勅撰集史上を朔及した時、この措置に撰者の思慮を認めたく思う。

ところで、部立としての神祇部は「千載集」に始まる。その巻頭歌は、

後一条院御時はじめて春日社に行幸ありけるに、一条院御ときをおぼし出でさせ給うて、よませ給うける

上東門院

1256 みかさ山さして来にけりいそのかみふるきみゆきのあとを たづねて

我が子・後一条天皇の初度の春日社行幸に際して上東門院が、夫・一条天皇の例を思い起しての詠となる。松野陽一氏の説かれた、「王朝の盛時を回顧する」方針の発露ととらえてよいであろう。

新古今集は、所謂「御神詠」十三首によつて巻頭歌群が形成される。その一首目は

1852 しるらめや今日のねのびのひめこ松おひむ末までさかゆべしとは

この歌は、日吉社司、社頭のうしろの山にまかりて、子日して待りける夜、人のゆめにみえけるとなん

である。平安城の良にあり守護神である日吉社の神威がずっと発揮されることにより「日吉社司」たちの栄えも保証されるという大意であろう。(その社司たちの祈念を通じて皇室が栄えるということも考えられよう。)この「御神詠歌群」の形成に下命者後鳥羽院が固執したことは「明月記」に記されている。

「新勅撰集」では、日本紀竟宴和歌群四首中の当時詠が巻頭

歌となっている。

延喜六年日本紀竟宴和歌 下照姫

中納言当時

540 から衣したてるひめのつまごひぞあめにきこゆるたづならぬねは

森晴彦氏の見解<sup>[1]</sup>があるが、「日本紀竟宴和歌」が巻頭を占めることは、異例なことである。加えて詠作者に關しても当時は

佐藤恒雄氏の見解にあるがごとく「定家の措置が異例なのである」。この作については「新勅撰和歌集全釈」<sup>[2]</sup>が詳述している。それに従えば、「日本書紀」神代下の物語を踏まえている。

高天原の使であつた天稚彦が使命を怠つたため高皇産靈尊の投げ返した矢によつて死んだ時、その妻であつた下照姫が

哭泣き悲哀び、声天に達る

と泣き悲しんだことを詠んだのである。巻頭歌を占めた原因についても同書は、「古今集仮名序」の

しかはあれども、ひさかたの天にしては下照姫にはじまり、あらかねの地にしては、素戔嗚尊よりぞ起りける

を引用しつつ「和歌の始祖という意識でとらえていた。その下照姫を尊び、この歌を神祇歌の巻頭に据えたのであろう。」との見解を記している。このことにも従うべきであろう。

以上のように、従来の神祇部は結果としてか、新機軸を打ち出す部立となっていたのである。「統後撰集」でも、撰者がどこまで意図していたかはともかくとして、人臣が当代の治天を、本地垂迹の昔に言及しつつ讃える歌をここに部立配列したことは、新機軸と考えるものである。

ここで「本地垂迹」の思考に注意した時、第一首目にも目を留めてよいのではなからうか。

神祇の心をよませ給うける

土御門院御製

532 ひかりをばたまぐしのはにやはらげて神のくにともさだめてしがな

出典は未詳である。皇統に連なる者として、奉呈する玉串に本地垂迹により日本国に神々が示現した昔を思い起して詠嘆し、自己がその神の末であることから、御代への加護を祈ったと解しておく。

前記したが、この二首はいずれも肇国の昔を思い、本地垂迹による神々の皇室への加護を願った点が、共通するであろう。また、次節に触れるが、神祇部の和歌の配列構成において、この二首が、これ以後の作のほとんどが、具体的な神を詠歌の対象としているのに反していることに注目したいのである。太古に、仏が日本において神々として姿を現わしたことを詠んで、日本国全体への神々の守護（それは、皇統の守り手となることでも）が約束されたことを述べる。そのことは、個々の神々でなく、日本のすべての神々を包摂していることでもあ

り、結果として以下の歌々を統括していることとなろう。

では、この二首がこの部立を統括する目的によって巻頭に置かれたことは、いかなる意図の下にとられた措置であったのか。実氏は当代第一の権臣、土御門院は悲運の下に崩じたが、現世の治天の君後嵯峨院の父である。「統後撰集」撰進という時点での君臣それぞれの立場を代表しうる二人である。佐藤恒雄氏は「賀部」の特質を考究されたが、そこで「一首大納言典侍の歌を含むけれど、七首目までが後嵯峨院と実氏の歌によって占められていることと、しかもすべてが、君を祝い御代長久を希う歌、また治世への自覚を歌った御製であることによれば、巻頭部分（傍点ママ）が讃頌を志向している」と論じられた。端的に言えば、神祇部のこの二首は、実氏と後嵯峨院の父土御門院の同じ発想や思念の作をならべることにより、宮廷を代表する二人が心を同じく日本国の守護を神々に願っていることを印象づけようとしたと思われる。言いかえれば、二首ではあるものの、賀巻のように「巻頭部分」として、読まれることを期待したと考える。これによって、大昔より神々の加護を得ている日本国であることが君臣和楽を背景として、強調されるのである。

以上、巻頭を部分として扱うことを考えたが、神祇部の巻頭については、なお、この二首に留らず考究すべきことがあると思われる。この件については、別稿を予定している。

次いで、神祇部内の和歌の配列構成を考察して、論述を進めたい。

私見では「続後撰集」神祇部は、下記の如く分類できる。

- A 531～532 神祇部全体を統括する本地垂迹を詠じた歌々。  
 B 533～543 伊勢神宮に関する歌々。  
 C 544～547 石清水社に関する歌々。  
 D 548～549 賀茂社に関する歌々。  
 E 550～551 春日社に関する歌々。  
 F 552～561 住吉社に関する歌々。  
 G 562 三輪社を詠んだ歌。  
 H 563 熊野社に関する歌。  
 I 564～565 (特定の社に関わらぬ歌)  
 J 566 三室社を詠んだ歌。  
 K 567 (特定の社に関わらぬ歌)  
 L 568～575 日吉社に関する歌々。  
 M 576～577 北野社に関する歌々。  
 N 578～580 日本紀竟宴和歌  
 O 581～582 神楽の採物の歌(582は日吉社に関わる)
- この分類の原理は、ある社を詠歌対象とした歌が歌群を成し、それが配列されることと考えられる。それらの歌群の集積よって神祇部の大よそが占められ形成されている。
- ただ、Jの

566 百首歌たてまつりし時、寄社祝 権大納言実雄  
 神がきやみむろのさか木ゆふかけていのるやちよも我がき  
 みのため

の詠には、問題が残るか。「みむろ」は二説あって、現在の奈良県生駒郡斑鳥町の竜田明神の西南の神奈備山、すなわち竜田明神とすれば、問題はない。もう一説の、三輪山の別称とすれば、三輪社が二首扱われ、分裂して歌群を形成していないことになる。

とはいえ、後者であったとしても、歌群を成している七社に對しての、後述する為家の配慮と考えれば、論述の主旨の変更の必要はないと思われる。

もつとも、この作の前後を見れば、

東三条院の四十賀屏風に 源道濟  
 564 神代よりはひそめてしあしびぎの山のさかきば色もかは  
 らず

神楽をよませ給うける

土御門院御製

565 さかきとるやそうぢ人の袖の上に神代をかけて残る月かけ

(566は略)

題しらず

相模

567 としふれと色もかはらぬきみが世をのどかにさしている

とあって、通例の勅撰集の配列の原理から、「榊葉」による歌群と考えるべきかもしれない。ただし、このように解しても「統後撰集」神祇部の歌々の多くが、前記した「ある社を対象とした歌が歌群を成し、それが配列され」ていることは、認められると思われる。

これまで記したことは、勅撰集の編纂を重ねることによって伝統として形成された、勅撰集中の和歌の配列分類の基本から見れば、自然のこととも思われる。すでに、有吉保氏は「新古今和歌集 基盤と構成」の中で、「新古今集」神祇部で、社ごとの歌群が形成されていることを指摘しておられる。

当然に、「千載集」・「新勅撰集」においても、同様なのである。その例を示すのはあまりにもたやすい。「統後撰集」神祇部と、それ以前の勅撰集の神祇部と対比すれば、一見した時には同様の方法を採用したにすぎないと思われるかもしれない。

しかしながら、「統後撰集」神祇部の編纂に際して、ある神・神社を対象として和歌を集め配列して歌群を作成し、次いでその歌群をさらに配列したことにより、神祇部への中心部分を構成する作業の中で、撰者の心中にはどのような基本方針があったか、言いかえれば、「編纂にあたって神祇部にどのような撰者の思念をこめようとしたか」との間への答は、単に皇室・宮廷に対する讚美や、その永続を希求予祝するという段階に留まらないと考えている。まったく、これまでの基本方針とは質を異にする思念を定着させるための処置と思うのである。以下

で、このことを論究する予定である。

「統後撰集」神祇部の歌群構成について、注意すべきは、この歌群を成す七社の神々（伊勢・石清水・賀茂・春日・住吉・日吉・北野）、またはその中の主要な五社を、尊崇したと見られる和歌作品が、「統後撰集」を挟んで存在することだろう。

「五社百首」と「七社百首」がそれである。「五社百首」においては、石清水・北野をのぞく五社が一致し、「七社百首」においては、すべてが重り合っている。この三者の深い関係を（五社百首）・（七社百首）についての考察は多く、それに負う所は多い）この一点から臆断することは許されよう。数量的にも「統後撰集」神祇部で七社に関わる歌は五十二首中四十一首と多数を占めていて、七社が神祇部の要所を押えたものとなっていることが理解されよう。

三者の関係を、さらに明らかにするために、最後に成立した「七社百首」序を眺めることとする。

…五社の百首とて文治六年にはじめて、つぎの建久二年によみをはりけるよし見いだして、いままたはまちどりあとふむべくもあらぬ身に…

と、為家が俊成「五社百首」を詠んでいたことが書かれ、さらに

…文応元年九月のすゑ日吉にこもりて祝成賢宿祿に申しあはせ侍りしかば、神慮にやありけん、すみやかにおもひ立つべきよしはからひ申すによりて、そのころはひよりは

② じめて、しも月の中旬によみをはりぬる、③ そののち又おもへば、石清水北野へとも心ざしありて、としのくれにかさねて二百首をよみくはへて…

と、自己の「七社百首」成立の経緯が述べられる。傍線部①②が記する時期に、まず、祖父に倣って五社への奉納百首を詠み、その後、「心ざし」があつて石清水・北野二社へも百首の奉納を思い立つたというのである。佐藤恒雄氏の指摘のように「七社百首」を発案せしめた、「心ざし」の根となつていたものは、真観らへの反発、さらには「老と病からくる悲哀、自信喪失」などの「当時の為家の内なる事情」なのであろう。この悲哀と苦悩を晴らしてくれるであろう神々として選ばれた神々は、自己が御子左の家の業を継ぐ人物として満天下に認められた契機となつた「続後撰集」神祇部の中で、特に尊崇すべき対象として歌群を形成した神々だったのである。このことが、倣成に倣う意図の下から、二百首の追加へとこの和歌行事が發展した一因なのであろう。言い方を代えれば、北野・石清水への追加の奉納は、自己の撰した「続後撰集」への愛惜の念の発露とも思われる。そのことを推測する手助けとしては、石清水へ奉納した百首が、佐藤恒雄氏が述べるように「現存本の形態——七首の百首を歌題別に部類して一括するかたち——に編纂」するに際し、「後から詠んだ石清水の百首の歌は、太神宮の次にくみこ」まれ、形式上では「続後撰集」神祇部の歌群構成に近づいたことが参考となるかもしれない。

繰り返せば、「五社百首」を受けつぐ形で「続後撰集」神祇

部・「七社百首」の両者は成立するが、前者への思いとその撰者たりえた誇りとが後者の二百首の追加を生み出す一因となつたと考えたいのである。

余説となるが、「続後撰集」神祇部の中心を成す神々に石清水・北野が加わつた理由はよくわからない。伊勢同様に皇室の祖先神として平安京の南西郊にあつて尊崇を集めた石清水が、身近な存在として採り上げられたのは、自然なことではある。この集での北野への配慮は、春中・巻頭歌として

帰雁を

菅贈太政大臣

57 かりがねのあきなくことはりぞかへる春さへ何か

なしき

が採用されていることからもうかがえる。ところで、北野社を詠んだ二首中の定家の詠作事情は不明である。

ことはりあることをうれへ申して、おなじくたてまつりける 前中納言定家

577 ちはやぶる神の北野にあとたれてのちさへかかるものやおはん

詞書に明記されてはいないが、おそらく、北野の神のあり方から推量して、「詠注藤原定家全歌集上」補注にあるように讒言をこうむつて、その無実を晴らさんかのための和歌の奉呈であつたらう。そのことは、詠み手定家や撰者為家にとつて忘れがた

い事であったのではなからうか。なお、「拾遺愚草」の左注は、「そのことばかりしるしあらたになむ侍りける」とする。

### 三

前節では、「続後撰集」神祇部の歌群構成に注目し、その背景として「五社百首」の存在を推測した。ここでは、和歌にも立ち入って、既述のことや、さらにそこから発展的に導き出されることを跡づけたい。

まず、留意すべき和歌として、三首を挙げる。

太神宮をよみてたてまつりける百首の中に

皇太后宮大夫俊成

533 みやばしらすたついはねのいすがは万代すまんすゑぞはるけき

皇太后宮大夫俊成、むかし述懐歌に「春日野のおどろのみちのむもれ水すゑだに神のしるしあらはせ」とよみて侍りけるを前中納言定家はからざるに参議に任ぜられ侍りしあした、かの歌を思ひいでてよろこび申しつかはすとて

六條入道前太政大臣

550 いにしへのおどろの道のことはをけふこそ神のしるしと  
は見れ

大納言になりて、よろこび申しに日吉社にまゐりてよみ

侍りし

前大納言為家

573 おいらくのおやのみる世といのりこしわがあらましを神や  
うけけん

一首目の俊成歌の出典は「五社百首 伊勢 河」である。「日本書紀」にある伊勢神宮創建の伝承を踏まえて「聞書集」260・「西行法師集」601番歌であり、「新古今集」神祇部187番にも所収された西行の

1877 宮柱下つ岩根にしきたててつゆもくもらぬ日のみ影かな  
を踏まえ、自身の「右大臣家百首」神祇五首中一首目

566 神風やいすずの川の宮柱いくちよすめと立てはじめけん  
(この作も「新古今集」神祇部182に「入道前関白歌百首歌よみ侍りけるに」として所収されている)

をも意識した作である。五十鈴川の「すゑ」に天照大神の末たる皇統の悠久をたとえ予祝した作である。

出典たる「五社百首」は、特異な奉納百首であった。久保田氏・佐藤氏も説いているが、「長秋草」の所謂「夢記」にその成立の後日の物語は詳しい。

……伊勢神宮権祿宜荒木田氏良不慮之外同（『文治六年』）

六月廿五日入来、仍乍悦令付進了、其後無音之間、建久二



年九月十一日件氏良又入来有示事云々、仍即相謁之処、以一紙夢想記示之、去年建久元年七月廿日件百首与一祢宜成良相議持參御宝前、午刻於宝前再拜談(説歎)之、談(説歎)

了奉納於祢宜宿館是於正殿非勅定者無奉開之例故也、其後同年八月廿五夜夢に氏良參上聽テ祢候心殿南面波入道布衣烏帽子ヲ着云々、又座上御長老人御坐波入道座下硯管有リ、爰長老人命氏良天曰ク只看ル明月乃影ト彼御烏帽子御可書志者、氏良奉仰染筆テ入道烏帽子乃額ウたれたる中御只看明月乃かげ此定テ、(ヲ歎)書也云々

此靈夢撰良辰語祠堂也処、百首詠靈感搗焉之由各所欣仰之(也歎)云々

聞此事内心詠云

142 あきらけき月みる人としるしけりこころはれてぞ世世をか

さねん

との物語が記される。その大よそは、以下のごとくか。伊勢に奉納する予定の百首を機会があつて氏良に託した所、約一年三ヶ月後に、氏良が見たとする靈夢を示された。その靈夢は、長老の人が氏良に命じて俊成の烏帽子の中に「只看る明月の影」と書かせたというものであつた。この話を聞いた俊成は前記した歌を詠む。自分が特別な存在であることが神に認められたことを喜び、今までの自己の悲運の思いを晴らして「世々を重ね」ることを誓つたことになる。別の角度より考えれば、自己の宿願は果せずも、それを子孫に託して生きることを確認したこととなる。

そのような物語が背景にある特殊な思いが付した百首の中の一首が俊成のこの作なのである。その思いは後年に「晴れ」ることとなる。

二首目の頼実歌は、建保二年(一一二四)二月十一日、定家が参議に任ぜられたことに関連したものである。詞書に引用された俊成歌は、「新古今集」神祇源に所収された、右大臣家百首中の一首であつた。この作については久保田淳氏が「俊成悲願の象徴とされることになつてゆく」ことを説かれている。十二分に満足できるものとはいえないものの、その悲願を果たした時の人々の祝賀の歌の中の一首が頼実歌であつた。定家は中納言への昇進を希望したが、この願いはなかなか聴き届けられなかつた。「続後撰集」雑中所収の

前参議にてとしひさしくしづみてよみ侍りける

前中納言定家

1192 しぬばかりなげくなげきを身にそへていのちはさもぞ限りける

は、そのような苦しみを想わせるに十分である。

定家は晩年七十一歳の時、権中納言となり、すでに死んではいながら何とか俊成の悲願を達成した。

三首目は為家の仁治二年二月一日の任権大納言の際の自己の喜びを日吉社に報告した歌である。祖父、父の思いを背負つた為家が、それを完全に現実のものとした時の歌である。この喜びに会つて日吉社に報恩の和歌を奉じたのは、石田吉貞氏、佐

藤恒雄氏、三橋正氏<sup>19</sup>らの説くごとく俊成以来の御子左家と日吉社の特別な関係によるものであろう。(他の社へも感謝の歌を奉納したかもしれないが、「続後撰集」神祇部に為家がこの作を自撰したこと、日吉を最重要視する姿勢態度があるといえよう)

ここで、視点を改めて、為家がこの作を入選せしめたことの意味を再び考えたい。父祖の悲願実現したことへの報恩とともに、他の理由もこの作の入選の背景にあったと思うのである。

「井蛙抄」の語、為家の若年の歌道についての苦悩が、日吉社に参詣の後、慈円に柔げられて、歌道宗匠への道を歩むに至った物語や、「七社百首」の詠出に際して日吉社の祢宜成賢と相談したこと、為家の日吉神重視の有様は推測される。その中で、前者を特に重く思うのである。

為家がこの十番目の勅撰集撰者となったことは、御子左三代がすべて単独勅撰撰者となったことである。前記の「井蛙抄」を引くまでもなく、為家が父に比して「不堪」であることは、衆目の認める所であった。その自分が官位で、父に優り、歌道でも祖父・父と比肩できたのである。「続後撰集」撰者となりえたことは、これまでの自己の心中の複雑な思いの一端が晴れる出来事であったはずである。

この喜びをもたらしただけのもの根元にいたのが慈円である。若年の苦しみを養って、歌道への沈潜を勧めた慈円に対しての感謝があったろう。と同時に、慈円は比叡山の人であり、すなわち日吉に繋がる人なのである。日吉社(≡比叡山)への謝恩の思いがあつて不思議ではない。

さらに、日吉社の扱われ方について筆を勧めたい。まず、部立内の和歌の構成についてである。

論述が、前節に回帰してしまいが、「続後撰集」神祇部巻軸は二首の神楽の採物の歌である。二首目の左注に

この歌は、日吉のまつりにさきだちて、むまの日の御うらの歌となん、むかしよりいひつたへたる

との記述がある。神祇部巻軸も日吉社に関わる歌なのである。

日吉社に関する歌群が、568～579と582の二ヶ所に(三輪社と同じに)分裂しているにすぎないのではなく、意識的配列である。釈教部の巻軸も

日吉十禪師宮によみてたてまつりける歌の中に

前大僧正慈鎮

633 のりにあひて世にありがたきさとあり心にいひて人にか  
たらじ

634 山かげにのりのともし火けたのみよけがすちりをばふきは  
らふとも

との日吉社に関わる歌が、その座を占める。日吉社への自分の宗教上の使命を自覚した詠で、巻が閉じられる。このことは偶然とは思えない。対をなす神祇・釈教部の巻軸を整え、さらに前半の巻軸でもある位置に、日吉社への歌を詠を配したこと、撰者の日吉社への崇敬の思いを示しているものであろう。

次いで、神祇部の歌の内容からも考えたい。

おもはぬ事によりて、あづまのかたにまかれりけるに、  
本社のことのみ心にかかりてなみだのこぼれければ

祝部成茂

574 すてはてずちりにまじはるかげそはば神もたびねのこや

つゆけき

かくてまかりつきたりけれども、あやまちなき事にてほ  
どなくかぎりある神事にあふべしとてかへりのぼりける  
道にてよめる

575 契りおきし神代のことを忘れずは松らんものをしがのから

さき

おもはぬ事(＝承久の乱)に縁ある者とされて、鎌倉への下  
向を余儀なくされた成茂は、自己の本分たる日吉社のことだけ  
が心配である。同時に、自分の命すら何の保証もなく、悲しい。  
そのような関東下向にあつて、神は自分を加護してくれている  
だろうとする歌が前者。自分は乱と無縁であるとの誠が(それ  
は神職たる自己の本分を尽す誠でもある)神の加護により鎌倉  
方にも認められ、日吉社での職務を果すことにより、神への謝  
恩を示そうとして帰途にある姿を描くのが、後者である。

この歌に関して、「吾妻鏡」承久三年十一月二十九日の記事  
には不思議な物語がある。(同書の成立の経緯より推して、「続  
後撰集」が先行と考えてよからう)成茂は「叛逆與同の疑有る

に依りて」関東に下向するが許されて帰洛し、その賀札を伊賀  
光宗に付して義時に送る。それが本日義時の落手する所となつ  
たことを書かれる。その後、以下の記事がある。

囚人(＝成茂)社頭を出づるの後、起居愁緒を含み、朝暮  
祈念を凝らし、剩へ七社の方へ向ひて一首の歌を詠ず。

ステハテズ塵ニマジハル影ソハバ神モ旅ネノ床ヤ露ケキ

関東に下著の翌日、夜に入つて右京兆(＝義時)の室の夢  
想に、猿一つ座の傍に来る、鉄鎖を付けらるるなり。室家  
の髪を取りて、左右の手に纏ひ、太だ忿怒の気あり、覚む  
るの後心神惘然として猶夢の如し、則ち女房を以て、大官  
令禪門(＝大江広元)に示し令はず。禪門殊に驚き騒ぎて  
云ふ、須らく成茂の罪科を免さるべきか。神道の事は更に  
人力の競ふ可きに匪ざるなり者、京兆夫婦共に日吉神を仰  
信す、早く本社に還りて、神事に従ふ可し…。

義時夫婦が「日吉神を仰信」していたとの記事にも留意すべ  
きではある。が、この物語のポイントは、成茂の詠歌にすぐさ  
ま日吉の神が靈威を発し、神獸たる猿の姿をとり、神罰を与え  
ることを暗示することにより、義時妻をおびやかしたことであ  
らう。日吉の神は明らかに成茂歌に感応し力を示したのであ  
る。成茂歌の入撰時にすでにこのような物語が和歌に付随して  
いたかは不明である。ただ、この一連の歌には、人々が日吉社  
の神威を想起させる力、別の言い方をすれば説話を生み出す力  
が内在させられていたことは認められようか。それは、人々の

願望、成茂を無罪を至当とする思いの反映とも言えよう。そして、その思いは、三院への同情とも同根のものであろう。

「続後撰集」神祇部の中で、神々により嘉された人物と詞書・和歌より判断できる人物は、前述したが、定家・為家、さらに成茂である。加えて、成茂は御子左家と深い縁のある日吉社に仕える祓宜である。

神が人々の祈念にうたれて、その人（または世の中）に加護を示すことは、無論先行する勅撰集の神祇部に散見する。

「千載集」の1262番歌の実定の大納言還任（住吉社）、1270番歌の実重の任藏人（貴布祓社）、1271番歌の政平が上賀茂神社内の祓宜に就任できたこと（片岡社）、1278番歌の大中臣為定の福原からの平安還都の願いの実現（伊勢皇太神宮）が、神威の示現とされよう。なお、1277番歌の中原師尚の祈念により、日吉社御幸の折に天氣が回復したことも、この主旨に合致するかもしれない。特に、1278番歌は「千載集」とその時代と関係をよく示している。

「新古今集」では、1864番歌の和氣清麻呂の祈りへの宇佐社の応神天皇の託宣をその例として考えてよい。

「新勅使集」では、570番歌での卜部兼直の歌が挙げられる。

伊勢勅使として大神宮に下向したものの、雨天であった。兼直の歌によって晴天となる。「新勅撰集口実」に

まことに神感をしはかられ侍る哥也

とあるが、その通りであろう。

以上のように神慮の発現を語る歌はあるが、それが神祇部の中で、大きな脈絡を持つまでには至っていない。為家は、紙碑としての「続後撰集」神祇部の中に、これまで記したように、御子左家は、代々神に嘉せられて来た特別な家であることを、人物の血脈と、代々信仰して来た日吉社重視の思いとをこめることよって、残そうとしたと考えるものである。

成茂歌に話題を戻したい。この二首の「続後撰集」への入撰の根源には、これまで述べたようなことと、佐藤恒雄氏が説かれた通りの原因がある。すなわち、後嵯峨院の即位が大きな理由となつて、承久の乱が何はともあれ過去のものとして認識できるようになったことが、入撰への大きな力となつて働いたであろう。そして、その認識は三上皇の詠作の入撰に象徴としてあらわれている。ただ、この認識は、成茂歌以外の他の歌々からも感得できるものと思うのである。

その一例は、前記した春中巻頭57番歌の道真詠と推測される。佐藤氏は言葉を惜しまれて「卿相」たる道真が巻頭歌人たることは「確かに続後撰的な人撰」と評されているが、無罪の罪によつて都を離れた道真と、三上皇が重ね合わさかれています。このことにより、為家は暗々裡のうちに、承久の乱が神々により見放された行為ではなかったことを言っているように思われる。成茂歌はあのような奇怪な伝承を後に生み出す訳だが、そのような和歌を神祇部に入撰させて、日吉社の靈威と成茂の真心を後代に残すことも、同様の理由によると思われる。

四

これまで述べた、「承久の乱」へ言及してそれへの認識を示した作は、前記の道真歌の他にも存在すると思われる。以下で、その入撰の意味を論じたい。採り上げる歌々は、雑上に所収された次の作である。

1091 ことかはりてのち、人々にいざなはれて法輪寺にまうで  
てよみ待りける 如願法師  
むかし見しあらしの山にさそはれてこのはのさきにちるな  
みだかな

1092 みやこをとほくはなれてすみ待りけるころ、あかつきし  
ぐれをききてよめる 藤原清範  
うちしぐれなほおどろかすねごめかな思ひすててしふるさ  
とのそら

1093 題しらず 後鳥羽院  
夜をさむみねやのふすまのさゆるにもわらやの風を思ひこ  
そやれ

1094 貞応元年とよのあかりの夜、月くまなきに思ひいづる事  
おほくて、前中納言定家もとにつかはしける 西園寺入道前太政大臣  
月のゆくくものかよひぢかはれどもをとめのすがたわすれ

しもせず  
返し

前中納言定家

1095 わすられぬをとめのすがた世々ふりてわがみしそらの月ぞ  
はるけき

1091 番歌は承久の乱の敗軍の将となった秀能が如願となつて、俗人の時に行幸・御幸のあつた嵐山にある法輪寺に赴いて懐旧の情（後鳥羽院の御世への追懐）にひたつて涙を禁じえない様を詠む。1092 番歌は、順徳院の側近であつた清範が、佐渡に赴いた院に付き従つての作である。忘れようと努力して忘れたはずの京を思い起こさせる時雨を、暁に聞いての歌である。1093 は、内容が、これらの歌と離れているかもしれないが、帝王にふさわしい歌である。延喜帝の「大鏡」に伝えるエピソードを踏まえて、「新古今集」雑下巻軸の蝉丸歌

1851 世の中はとでもかくても同じこと宮もわらやもはてしな  
ければ

を本歌とする。夜中の衾の中に寒さを感じることから民のわらやでの寒さの労苦を思いやつている。詠作事情は不明である。隠岐での詠作ならば流れが続くことになる。

そうでなかったにせよ、如願・清範が承久の乱後も思慕の情を禁じえなかつた後鳥羽院の、醍醐聖帝に継がる治者としての心がまえを内包した歌がここに配列されることの意味は考える価値がある。乱の後の悲しみにくれ、過去をしたらう二人の主

君は、いかに仁慈にあふれた政道に励む君であつたかを暗示することで、二人の思ひは正当なものとされる。ひいては承久の乱が無暴な企てではなく、仁慈あふれる君のやむをえぬ挙兵であつたことを語るかのような構成になるとも考えられるのである。

それに次ぐ、公経、定家の贈答は、これまでの詠とは、詞書の筆致・内容において差異を有していると考ええる。如願・清範歌は、その詞書の筆法・内容において、これまでの勅撰集編集の技法や述懐歌の扱い方の流れの中で理解できよう。すでに承久の乱の關係歌は、「新勅撰集」に取り入れられている。その驛旅部に

土左国に年へ侍ける時、歌あまたよみ侍けるに

藤原兼高

513 あかつきぞなほうきものとしられけるみやこをいでしあり  
あけのそら

がある。清範歌と同類・同心とすら言いたくなる作である。同集の如願の歌の中にも見るべきものがある。維一・維二にそれぞれ所収されているが、

題しらず

1042 あだなりと何うらみけむやまざくらはなぞ見しよのかたみ  
なりける

題しらず

1143 なみだもてたれかをりけむから衣たちてもゐてもぬるるそ  
でかな

とある。二首ともに「寛喜元年為家家百首」での作である。承久の乱の後の思ひが詠みこまれていても不思議ではない。そのために詞書が「題しらず」となっているか。前者は、「金葉集」雑上524番の後三条院を追懐する泰兼方の姿が思い起こされる。後者については「別本『新勅撰抄』」が、

承久の乱をなげきてよめる哥なるべし

と評したことを指摘しておきたい。如願の苦悩を思つてよいのであるが、詞書がなく、推測に留まつてしまう。加えて、「新勅撰集」では、これらの作はまとまつて配列されてはいない。

さて、公経・定家の贈答における詞書の筆法に関してであるが、詞書中に「貞応元年の大嘗会」が明示される。「承久の乱」後の皇統の交代が記されるのである。内容に関しては以下のようなことが把握できよう。公経は、後堀河天皇の大嘗会に際して、その即位の祝賀の中で、胸中後鳥羽院の御世を追想する。

(具体的には土御門天皇か順徳天皇の即位の折のことか) 感傷にひたる公経は、それを共有できると思つた定家に贈歌する。それに対して、同じく時の変改を痛切に悲しんでいた定家は、自分も後鳥羽院の御代が過去のものとなったことを慨嘆するものである。

この二者と帝王後鳥羽院との帝と臣下としての経緯は、新たに説くまでもなく、愛憎ともに深いものであった。「愚管抄」巻六は、建保五年の出来事として、このような事を記す。

近衛大将への就任を院より約束されていたと思つた公経は、それが実現しなかつたことに怒り、出家して関東で実朝に扶持されようと放言する。院は激怒して公経を籠居せしめたとする。定家の場合はあまりに有名であるが、「新古今集」編集時からの様々なことが集積して、承久二年に破局をむかえる。

以上のような、治天の君後鳥羽の恐ろしさを身をもって味わつた二人が、「憎」の面を忘れ去つて、院を慕つてその御世を懐かしむべき時代としてとらえている。(このような院への謝恩の思いが虚偽であるというのではない) 如願・清範とは異なつた院との関係があつたはずの二人の歌において、一方の面のみが強調されているのである。勅撰集の限界が現れているとも考えられるが、為家はこのような作を、この位置に配列したのである。

加えて、この二人が当代の第一の権門の父で、自身権をふるい死にあたつて、清盛以上の専横を指弾すられた人物(公経)と、当代の礼楽和歌の方面から支え続ける人物の父で自身和歌の第一人者(定家)であつたことに目を留めたい。この二者の贈答が、この一連の歌の流れの中におかれた時、公経・定家に代表し象徴される臣下たちすべても、後鳥羽院の君恩に浴していたことが、想像される構造になってしまう。ひいては、事實はさておいて、臣下たちすべても「承久の乱」の折の後鳥羽院の心情を理解していたことが、紙碑としての「統後撰集」の

中に定着され、後代に伝わつて行く。撰者は、そのことを目論んでいたと思うのである。そのねらいは、成茂歌の撰入により、神々が後鳥羽院の企てを見放した訳ではないことを、示したかつたことと共通の根を持つと考へる。

この点で、この公経・定家の贈答は、異質なねらいを内在させていると思うのである。

## 五

ここまでをまとめれば、為家が紙碑としての「統後撰集」、さらにその神祇部に記し、後代に示したかつたことは、以下のようになるうか。

一に、承久の乱以前に戻つた皇室の永続を神々とともに臣下たちすべてが願つてゐること。二に、俊成・定家・為家と続いて、三代にわたつた勅撰集単独の撰者を生んだ御子左家は、「歌道を家の業」とし、それに励むことによつて、神々に嘉され加護を受けて来たこと。その神々の中でも、御子左家が昔より崇敬し、撰者自身も深く帰依した日吉社は、最も大切であることとなるか。

撰者・為家は「統後撰集」神祇部に、私的な報恩の念を封じこめたのであろうか。そうではあるまい。佐藤氏の指摘のごとく、宮廷人たる為家にとつて、和歌に励み家の業を継承することとは、礼楽の保持により宮廷を支え、「君臣和楽」を推進する行為だつたはずである。この点で、日本国の神々が自家に靈威を現すことと、宮廷の中心にいて礼楽の保持を専らにすべき皇

室を神々が護ることとは、同根のことであつたらう。

改めて言うまでもなく、このような為家の行為をもたらしただものの基盤には、承久の乱で深く傷ついた皇統が、後醍醐院の即位によって、久々に、何はともあれ正統に復したと、人々に思わしめたことがあつたのである。

余説となるが、為家の自家の業たる歌道を重んじ、道に励もうとする自己を肯定する思いに通底する歌々、言い換えれば、人々が「家」の業を継承し、それに励む詠が、「続後撰集」に入撰せしめられていると思われる。雑中に、以下のような作がある。

為家参議の時八代集作者四位以下伝しるしてと申し侍りしをおくりつかはずとてかきそへて侍りし 中原師季

1149 もしほ草かきあつてもかかひぞなきゆくへもしらぬわかの浦風

本草をひらき見てよめる 丹波経長

1152 をしへおくそのことのはをしるべにてよもの草木の心をぞわく

帝王系図かき侍るとて 中原師光

1153 神代よりいまわがきみにつたはれるあまつひつぎのほどぞひさしき

檢非違使に侍りける時、過状のまつりごとにもありて、

1154 囚をとひて心のうちに思ひつづけける

中原友景

よるよるはいかなるかたにかよふぞととへばこたふるおきつしらなみ

中原氏は文書を扱う下級実務官僚の家柄であり、宮廷政治の故事来歴に詳しいのであろう。そのため1149のように、為家より「八代集作者四位以下の伝」の撰述を依頼されたことになる。1153の「帝王系図」の著述も、その家の業にふさわしいものである。1154も、檢非違使として罪人を尋問した折の「しらなみ（白波Ⅱ盗賊）」の答を聞いての感懐で、官人として業務を果たしている時のものである。

丹波氏は医師の家柄である。1152は「本草」書を読み、それを参考として多くの草木の薬効を判断しようとしている内容である。

このような人々が自家の業に励む有様の詠は、これまでの勅撰集に見られた和歌への執心や自己の官職上の非運を嘆ずる歌（「続後撰集」にも同様の歌は多い）とは異なるもので、為家の打ち出した新機軸と思われる。

さらに贅言を続けたい。ここまで考察した為家の歌道に励もうとする姿と、他の部立の家の業を伝えそれに精進する人々の歌々とが地下水の如きもので暗々裡に継がっているような関係は、他にもあると思われる。前記したものではありません、北野社への尊崇と春中巻頭に57番道真歌が配されたこと、定家の昇任を喜ぶ頼実歌と雑中に前参議として不遇をかこつ定家の思いを伝える1192番歌が入撰していることは、単なる偶然とは思えないのであ



る。為家は「統後撰集」の奉勅から奉覽までに三年三ヶ月をかけており、その間に撰歌部立にあれこれ留意する所があつたとしても不思議はないのである。「統後撰集」には、このような様々な形での細やかな配慮が見出しうらうと思ふのである。

## 注

- (1) 「国語と国文学」昭和34年9月号
- (2) 「国語国文」昭和43年3月号 なお、以下で、佐藤氏の説のうち特に記載のないものは、この論文による。
- (3) 例えは、森晴彦氏「統後撰集」賀部巻頭年紀の齟齬私論「御子左家の賀部を手がかりとして」「解釈」昭和63年8月号、さらに、本格的注釈を示した、木船重昭氏「統後撰和歌集全注釈」大学堂書店 平成元年一月刊もある。
- (4) 「国語と国文学」昭和52年5月号
- (5) 「香川大学教育学部研究報告」第一部117号 平成14年1月
- (6) 以下の和歌集については、それぞれ「新編国歌大観」による。ただし、用字、送り仮名、句読点を私に改めた所がある。
- (7) 日本古典文学全集版の訓読による。
- (8) (一)の樋口芳麻呂氏論文による。
- (9) 「千載和歌集」笠間書院刊 昭和44年9月の解説による。
- (10) 元久二年二月二十六日の記事に「……神歌甚多、又神歌之次第尤難測、雖一旦之沙汰、可備万代証換、暗列神御名之条恐無極、仍不交平」との記事がある。
- (11) 「新勅撰集」神祇部巻頭私見―日本紀意宴歌の配列の意味―「解釈」昭和64年1月号
- (12) 神作光一氏・長谷川哲夫氏 風間書房刊 平成12年4月
- (13) 三省堂書店刊 昭和43年4月
- (14) 松野陽一氏「五社百首考」一「立正女子短大研究紀要」第13集 昭和44年12月刊

久保田淳氏「新古今歌人の研究」東京大学出版会 昭和48年3月刊  
佐藤恒雄氏「藤原為家―七社百首―考」「国語国文」昭和45年8月号  
などがあげられる。本稿中の「七社百首」についての佐藤氏の論は、これによる。

- (15) 久保田淳氏 河出書房新社刊 昭和60年3月
- (16) 「日本書紀」卷五八「垂仁天皇紀」に

故、大神の教の隨に、其の祠を伊勢国に立て、因りて齋宮を五十鈴川の上に興てたまふ。是を磯宮と謂ふ。則ち天照大神の始めて天より降ります処なり。

との記事がある。

- (17) 久保田淳氏は、注(14)の前掲書、また、佐藤恒雄氏は、注(5)の「御子左家三代の悲願」による。
- (18) 注(14)の「新古今歌人の研究」

- (19) 石田吉貞氏「藤原定家の研究」文雅堂刊 昭和44年3月

佐藤恒雄「為家から為相への典籍・文書の付属と御子左家の日吉社信仰について」「中世文学研究」18号 平成4年8月

三橋正氏「平安時代の信仰と宗教儀礼」続群書類従発行会 平成12年3月

- (20) 「井蛙抄」卷六「雑談(日本歌学大系)第五卷 風間書房刊」には、以下の記事がある。

又云、中院禪門為家わかくては此道不堪なり。父祖のあととて世にまじはりても無説、出家せむと思ひ立て、いとま申に日吉社にまうでたまひけり。其頃に慈鎮和尚にまゐりて所存のおもむきをのべて、いとまを被し申けるに、和尚、年はいくつぞととはせ給へり。廿五になり侍る由申されければ、いまだ是非のみゆべき年にては侍らず。思ひとどまりて道のけいこをふかくつみての上の事なりと被仰ける。御教訓によりて、出家も思ひとどまりて、まづ五日に千首歌を誦れけり、よみをはりて父にみせ申されければ、先立春歌十首を見て、立春などかやうに出来たる、宜由被仰て見をはられてのち、壬生二位に見すべきよし被仰けり。つひに道の宗匠として、

父祖のあとをますくおこされたる事、慈鎮和尚の恩徳也云云

(21) 「岩波文庫」龍爾氏編による。

(22) 「北村季吟 註釈集成40」昭和53年8月 新典社刊」による。

(23) 岩波文庫版「大鏡」巻六 太政大臣道長下」に

おなじみかどと申せど、その御時にむまれあひて候ひけるは、あやしの民のかまどまで、やむことなくこそ。大小寒のころほひ、いみじうゆきふりさえたる夜は、「諸国民百姓いかにさむからん」と御衣をこそ夜御殿よりなげいだしおはしましければ、……との記事がある。なお、「古事談」・「続古事談」にも、「大鏡」による記事がある。

(24) 兼方歌は、

524 来年見しに色もかはらずさきにけりはなこそものはおもはざり  
けれ

(25) 「大取一馬氏編『新勅撰和歌集古注釈とその研究』昭和61年3月 思文閣出版刊」所収による。

(26) 「日本古典文学大系」岩波書店刊による。

(27) 「鎌倉時代 その光と影」所収「西園寺公経」上横手雅敬氏 平成6年5月 吉川弘文館刊」による。

(なご きくお 山形大学地域教育文化学部)